

つくば市監査公表第2号

平成28年8月23日

つくば市監査委員 山内 豊

つくば市監査委員 宮本 孝男

つくば市監査委員 金子 和雄

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

第1 監査等の種類

財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

第2 監査等の実施期間

平成28年4月7日から平成28年6月30日まで

第3 監査等の対象

地方自治法第244条の2第3項及びつくば市市民活動センター条例第14条第1項の規定に基づき公の施設の管理運営に関する業務を行っているもの

- 1 公の施設 つくば市市民活動センター
- 2 所管部課 市民部市民活動課
- 3 指定管理者 特定非営利活動法人 スマイル・ステーション

第4 監査等対象の事項及び範囲

平成27年度公の施設の指定管理に係る出納事務及び管理運営業務の執行

第5 監査等の目的、着眼点及び実施方法

支出された公金が、目的どおり適正に運用されているかどうか、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び指定管理者からの説明を聴取するなどの方法で監査を実施した。

1 所管課着眼点

- (1) 団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- (4) 協定事項には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正に行われているか。
- (6) 事業報告の点検は適切に行われているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

2 指定管理者着眼点

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (4) 利用促進のための努力は行われているか。

(5) 収支会計経理は適正に行われているか。他の事業との会計区分は明確になっているか。

(6) 出納関係帳簿，記帳は適正に行われているか。また，領収書類の整備，保存は適正か。

(7) 公の施設の管理に係る管理規定，経理規定等の諸規定は整備されているか。

第6 指定管理の概要

- 1 指定管理施設名 つくば市市民活動センター
- 2 指定管理者名 特定非営利活動法人 スマイル・ステーション
- 3 議会の議決 平成24年12月21日 つくば市議会定例会
- 4 指定管理者の指定 平成24年12月26日（告示日）
- 5 協定の締結 平成25年2月12日（基本協定）
- 6 指定管理期間 平成25年4月1日～平成30年3月31日（5年間）
- 7 指定管理料 平成27年度 12,238,000円

第7 業務の範囲

- 1 管理施設の使用許可に関する業務
- 2 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- 3 管理施設等の維持管理に関する業務
- 4 市民協働の意識啓発及び団体相互の連携強化に関する業務
- 5 前各項に掲げるもののほか，市が必要と認める業務

第8 監査の結果

指定管理者は，条例等関係法令の定めるところにより，施設の目的や基本協定，年度協定，業務仕様書に沿っておおむね適正に施設の管理及び運営を行っているものと認められた。また，出納その他の事務の処理状況もおおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、一部口頭により指導した事項については、所管課と指定管理者において協議して改善を求めるものとし、その事項についての表記は省略する。

1 要望事項

(団体)

- (1) 印刷機については、使用開始から年数が経過し、耐用年数を超過していることから、利用者の利便性も考慮し、新規購入について所管課と協議されたい。
- (2) 市民活動センターの活動を広く理解してもらうとともに、関連する事業の情報を共有化し、住民サービスの向上を図るためにも、周辺施設のBiViつくばや吾妻交流センター等と積極的に交流を行い、効果的・効率的な運営に努められたい。